

川 越 市 立 泉 小 学 校 いじめ防止基本方針

令和 6 年

川越市立泉小学校いじめ防止基本方針

目 次

I	基本方針	1 頁
1	いじめに対する基本理念	1 頁
2	いじめの定義	2 頁
3	いじめの防止	2 頁
4	いじめの早期発見	3 頁
5	いじめに対する措置	4 頁
6	インターネット上のいじめの対応	5 頁
7	いじめの解消に関する指針	6 頁
8	重大事態への対処	7 頁
9	その他の留意事項	8 頁
II	いじめ情報に伴う組織的ないじめ対応の流れ	10 頁
III	いじめ防止年間計画	13 頁

I 基本方針

本基本方針は、川越市いじめ防止基本方針を受け、本校のいじめ防止について学校の基本方針を示したものである。

泉小学校は、「光り輝く児童 笑顔あふれる学校」を目指す学校像として、いじめ防止のための教育活動を教職員一丸となって取り組んでいく。

1 いじめに対する基本理念

◎学校の基本認識

いじめは絶対に許されない行為である。

○「いじめが人間として許されないことであること」「人間は互いに尊重されるべき存在であること」を学校教育の柱としてすえ、全教職員の共通理解を図り、一致協力して、教育活動に取り組む。

○いじめについては、家庭でも話し合い、教職員、児童、保護者、地域全体がいじめについて共通認識を持てるよう努める。

○いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化する。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、すべての教育活動を通して、児童に「いじめを絶対に許さない」心を育てる。
- (2) いじめは、大人に気付きにくいところで行われることが多いため、児童からのいじめのサインを、大人が見逃さないようにきめの細かい教育活動を行う。
- (3) いじめ問題に対し、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりに取り組む。
- (4) いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、日頃より校内の体制を整備し実効性のある取組を行う。
- (5) いじめ問題が発生した場合には、学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめられている児童を絶対に守り通すとともに、いじめている児童には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を継続して行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものである。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- (1) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童の立場に立って行う。また、いじめの認知については「学校いじめ対策委員会」が行う。
- (2) けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめられている児童の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携して対応する。

3 いじめの防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成することを通して、いじめに対し

て傍観者となることなく、積極的に解決しようとする児童の育成を図る。

- (2) 自他の生命の尊重について各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等あらゆる機会において、継続的、計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る
- (3) 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめとは何かについて具体的に考え、児童と教職員がいじめについての認識を共有する。
- (4) 道徳教育や、言語環境の整備等を含めた人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。また、児童が主体的に自ら成長することを促すための社会性や人間関係スキルを高める意図的・計画的な指導を充実させる。
- (5) いじめが発生する背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとして関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたい、わかる授業、楽しい授業づくりを実現し、基礎学力の定着を図るとともに、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。
- (6) 一人ひとりの児童の個性等への理解を深め、児童が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人ひとりが活躍できる機会を提供する。
- (7) 道徳の授業はもとより、学級活動・児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を通して、いじめに正面から向き合い、主体的にいじめ防止を訴える取組を推進する。
- (8) 学習面及びいじめ対応をふくめた生徒指導面の両面における、9年間を見通した指導体制の充実を図るため、小中連携を一層推進する。

4 いじめの早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 日常的な児童相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。
- (2) 定期的にアンケート調査(いじめアンケート等)や定期的な教育相談の

実施等により、児童が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。

- (3) 日頃から児童の様子や行動に気を配り、教職員間での情報交換・情報共有に努める。
- (4) 個人面談や教育相談を積極的に行い、家庭と連携して児童を見守る。
- (5) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (6) パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見が難しいため、児童の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

5 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、速やかに学校いじめ対策委員会に報告する。報告を受けたいじめ対策委員会は組織として、いじめであるか否かを判断する。その際、いじめを受けている児童を守り通すとともに、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ・「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
 - ・発見・通報を受けた教職員は、直ちに学校いじめ対策委員会に「報告し、情報を共有する。
 - ・学校いじめ対策委員会で協議し、関係児童生徒から事情を聞き取る等、学校基本方針に沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについて収集した情報を基に組織的に判断する。
 - ・校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
 - ・指導の困難な際、または児童の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、すみやかに所轄警察署と連携して対処する。
- (2) いじめを受けている児童及びその保護者への支援
 - ・いじめを受けている児童から、事実関係の聴取を行う。迅速に保護者に事実関係を伝える。
 - ・状況に応じて、見守りを行うなど、いじめを受けている児童の安全を確保する。

- ・いじめを受けている児童に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ・状況に応じて、いじめをしている児童を別室で指導する。
- ・必要に応じて、いじめを受けている児童の心のケアのため、中学校に配置されているさわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- ・解決したと思われる場合も含め、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連携など、定期的な状況把握や見届けを行う。

(3) いじめをしている児童への指導及びその保護者への助言

- ・いじめをしたとされる児童から、事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・いじめをしている児童への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの認識の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめをしている児童に対する成長支援の観点から、当該児童が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の形成に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるときともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

6 インターネット上のいじめへの対応

- ・計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている児童に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行う。

- ・インターネット上の不適切な書き込みについては、書き込み等の拡散の被害を避けるため、直ちに削除する対応をとる。
- ・ネットパトロールと連携し、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・ネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。
- ・インターネット上の人権侵害情報に関する相談受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見しにくいため、非行防止の取り組みや情報モラル教育を推進すると共に、これらについての保護者への啓発を進めていく。

7 いじめ解消に関する指針

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

- ・いじめの行為の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、より長期の期間を設定する。
- ・相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係の児童の様子を含めいじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」と判断した後も、いじめが発生する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係児童の人間関係について、日常的に注意深く見守る必要がある。

8 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

- (1) 重大事態とは、いじめにより、児童が次のような状況に至った場合とする。
 - ・児童が自殺を企図した
 - ・身体に重大な傷害を負った
 - ・金品等に重大な被害を被った
 - ・精神性の疾患を発症した
 - ・相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた
 - ・その他校長や教育委員会が認めるもの
- (2) 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ、教育委員会は市長へ発生を報告する。（学校は「事故速報」にて報告）
 - ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- (3) 教育委員会は重大事態の調査において、どこが主体で行うかを判断する。
 - ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では十分な結果を得られないと判断する場合は教育委員会が主体で調査を行う。
 - ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合も同様である。
- (4) 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査を行うための組織（以下、「調査組織」という）を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、重大事態が起きてから急遽調査組織を立ち上げることが困難である点に留意し、平素から迅速な調査の実施に備える。
 - ・組織の構成については、学校が主体で調査を実施する場合には、学校対策委員会を母体として、当該重大事態の性質上、必要に応じて適切な専門家を加える。なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する構成員が含まれている場合には、そのものを除いて調査に当たる等の配慮により、当該調査の公平性・中立性を確保する。
 - ・教育委員会が主体で調査を実施する場合には、川越市いじめ防止対策委員会に専門的知識及び経験を有し、かつ、当該いじめ事案の関係者と直

接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を要請する。

- ・いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
- ・いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(5) いじめを受けている児童生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・事実関係の確認とともに、いじめをしている児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を行う。
- ・いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

(6) いじめを受けている児童からの聞き取りが不可能な場合

- ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行う。
- ・調査方法としては、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や、聞き取り調査が考えられる。

(7) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。

- ・情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

(8) 調査結果については、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告する。(学校は「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告)

9 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ・校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
- ・「学校いじめ対策委員会」の構成員については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校

医等の専門家並びに自治会関係者やPTA役員等、地域住民や保護者の参画を図ることで、より実効性の高い組織作りに努めるものとする。

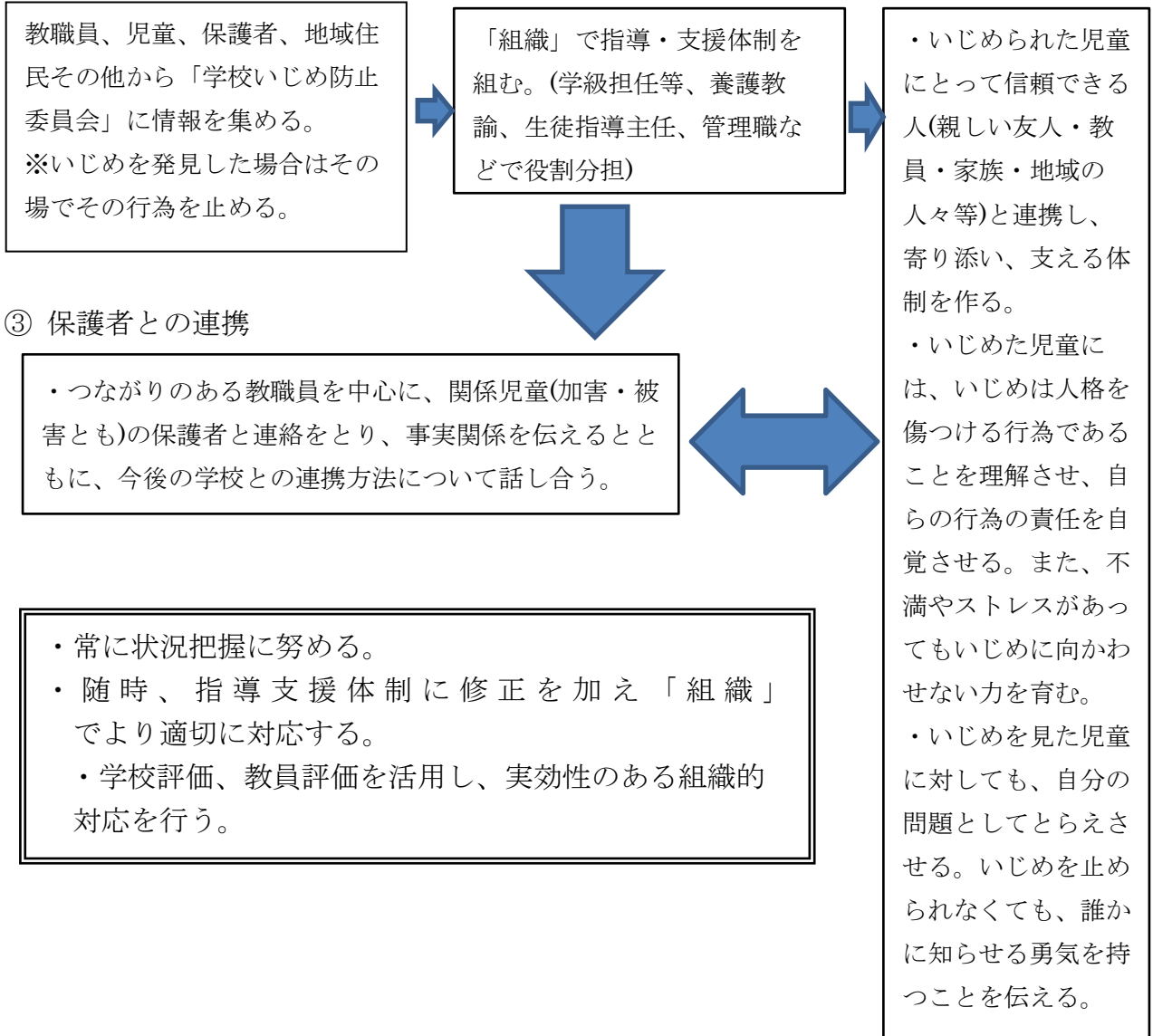
※各学校で組織した、「学校いじめ対策委員会」を活用する。本校においては、学校運営協議会を充てる。

※日々のいじめ問題には、生徒指導部会等に対応し、重大事案の調査や児童のケアが必要な際に、さわやか相談員やスクールカウンセラーを活用するなど、臨機応変に対応できる委員会にする。

- ・「学校いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ・必要に応じて、さわやか相談員やスクールカウンセラーが参加しながら対応する。
- ・学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者や地域住民の意見も参考にする。

いじめ情報に伴う、組織的ないじめ対応の流れ

① 情報収集 → ②指導・支援体制を組む → ③児童への指導支援



(2) 校内研修の充実

- ・いじめ防止年間計画に基づき、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(3) 校務の効率化

- ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価と教員評価

- ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や

達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

児童の実態把握については、日常の教育活動や教育相談、保護者、地域からの情報提供のほか、児童への「いじめアンケート」や保護者の学校評価アンケート」結果をもとに課題を具体的に掴み、組織的に速やかに改善に取り組む。

- ・教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。

Plan	いじめ防止の取組の策定(学校いじめ対策委員会) ・生徒指導部会・職員会議・学校運営協議会
Do	いじめ防止の取組の実践(学校・家庭・地域)
Check	いじめ防止の取組の評価(学校いじめ対策委員会) ・生徒指導部会・職員会議・学校運営協議会
Action	いじめ防止の取組の見直し(学校いじめ対策委員会) ・生徒指導部会・職員会議・学校運営協議会

(5) 地域や家庭との連携について

- ・学校基本方針等について、保護者会や個人面談、学校運営協議会、学校地域連絡会等の開催や学校、学年、学級だよりの発行やホームページでの情報発信を通して、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、個人面談や教育相談、学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

II 関係機関との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた関係機関と連携した取組を積極的に推進する。

(1) 相談体制の整備

- ・川越市立教育センター分室（リバーラ）におけるいじめ電話相談についての児童、保護者への情報提供、普及啓発

※相談箱・いじめ相談電子窓口の開設等の周知を図る。

- ・いじめ発見チェックリストの活用（川越市いじめ対応マニュアルに掲載）
- ・中学校に配置されているさわやか相談員、スクールカウンセラーとの連携

(2) 学校いじめ対策委員会の設置

- ・学校運営協議会を加えて組織

(3) 早期発見の支援

- ・ 定期的な児童及び保護者対象のアンケート調査の実施
(いじめアンケート、学校評価アンケート)
- (4) 組織的な取組
 - ・ いじめ防止年間計画の策定と実践
- (5) 教職員の指導力向上
 - ・ いじめ防止基本方針の作成と、その活用に係る研修会の実施
 - ・ いじめの対応に関する教職員校内研修の実施
- (6) 児童の自主的な取組支援
 - ・ 特別活動を中心とした活動の推進
(縦割り活動、話し合い活動、委員会活動等の充実)
- (7) インターネットや携帯電話を通して行われるいじめの防止
 - ・ 非行防止教室の実施
 - ・ 情報モラル教室の実施
- (8) 川越市いじめ防止対策委員会との連携
 - ・ いじめ防止に向けた調査研究及び施策の活用
 - ・ 学校からのいじめの報告を受け、第三者機関として調査の実施
- (9) 学校と教育委員会との緊密な連携
 - ・ 教育指導課生徒指導担当による迅速かつ適切な支援を受ける
 - ・ 生徒指導担当指導主事による学校訪問による指導・助言を受ける
 - ・ 校種間連携担当指導主事による定期的な学校訪問による指導・助言を受ける

Ⅲ いじめ防止年間計画

いじめ防止年間計画

定期的に実施していくもの

生徒指導全体会・教育相談・なかよしタイム

実施 期間	活動計画 (学学校 児児童 保保護者)	活動内容	留意点
4月	職員会議 学級づくり 一年生を迎える会 保護者会 あいさつ運動	○学校の指導方針の周知・徹底、いじめ防止に向けた学級づくり ○いじめのない学級づくり（経営方針の徹底） ○一年生を温かく迎え、仲良くしようとする態度の育成 ○いじめ問題に対する学校の方針の説明 ○挨拶によって児童同士のコミュニケーションを図る ○異学年グループでの活動を通して、協力することの大切さ、コミュニケーション能力の向上、集団行動での規律を学ぶ	学校におけるいじめの対応方針の確認
5月	全校遠足 PTA 総会	○1年生と関わる機会を増やし、下級生に優しく接する態度の育成 ○学校の指導方針の確認 ○言葉遣いを意識することで友だちとの接し方を学ぶ	保護者の理解を得る
6月	いじめアンケート 思いやり月間 （人権作文、人権標語、思いやりの花を咲かせよう） 第1回小中連絡協議会	○学校作成のアンケートの実施とそれに関わる事実把握及び分析 ○国語科、道徳の授業で人権感覚を養う ○思いやりのある行動を意識させる ○いじめの実態の把握、児童の変容の確認 ○異学年児童との交流を深めながら信頼関係を育てる	いじめの実態を把握する
7月	保護者会 個人面談	○保護者からの情報や意見の聴取 ○各学級、全児童の保護者と面談をし、情報交	保護者からの情報を得る 小中間の連携した取組を確

	㊦泉っ子まつり	換及び今後の課題等の確認	認する
8月	㊦校内研修	○いじめの把握、初期対応	教員の資質向上
9月	㊦運動会 ㊦あいさつ運動	○練習等の活動を通し、児童間の協力、思いや りを養う ○挨拶によって児童同士のコミュニケーションを図る	長期休業明けの人間関係 の把握
10月	㊦非行防止教室 ㊦いじめアンケート	○埼玉県警「あおぞら」による非行やいじめ等の実 態や対策について講義 ○異学年との関わりを増やし、友だちの輪を広 げる	児童自身にいじめに ついて考えさせる
11月	㊦音楽会 ㊦保護者会	○練習等の活動を通し、協力、思いやりを養う ○異学年児童との交流を深めながら信頼関係 を育てる ○保護者からの情報や意見の聴取	保護者からの情報を 得る
12月	㊦学校地域連絡会 ㊦ペース走記録会 ㊦餅つき体験	○地域での児童の情報提供と実態の確認、民生 委員との意見交換 ○練習等の活動を通し、児童間の協力、思いや りを養う ○地域の方やPTAと交流を持つとともに児童 の様子を知っていただく	地域の理解や情報を 得る
1月	㊦あいさつ運動	○2回目のアンケートの実施とそれに関わる 事実把握及び1回目との比較分析 ○挨拶によって児童同士のコミュニケーションを図る	いじめの実態を把握 する
2月	㊦ありがとうの会 ㊦みんなであったまろ う運動 ㊦保護者会	○お世話になっている地域の方々に感謝をす ることで、児童の感謝の気持ちを育てる ○異学年児童との交流を深めながら信頼関係 を育てる ○保護者からの情報や意見聴取	保護者からの情報を 得る
3月	㊦6年生を送る会 ㊦校内研修	○児童たちが主体となり、6年生へのありがと うという気持ちを表現する活動を通して、協 力や思いやりの心を育てる ○次年度に向けての取組の検証 ○次年度の学級編成等での配慮	次年度に向けての準 備